



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

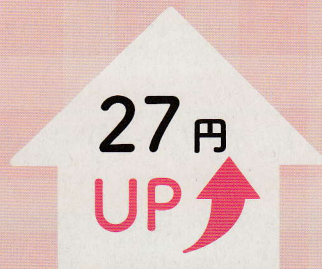
今年も変わります!



兵庫県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

871円



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
兵庫労働局または最寄りの労働基準監督署へ

兵庫労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>